

## “Framework”の全体像と、コレクション原則1～5について

### ◎“Framework”の全体像（別紙参照）

#### ◎ イントロダクション

- \* 何が「よい」デジタル・コレクションか、をめぐる変遷
- \* 「ボーン・デジタル (born digital)」への注目の高まり

#### ◎ コレクション原則1～5

##### (1) コレクション構築方針を、デジタル化作業の前に策定する。

- ・ 考慮すべきこと：組織の基本方針ないし基本理念（mission statement）、想定する利用者

##### (2) コレクションの記述を、利用者がそのコレクションの特徴を確認できるようなかたちで行う。

- ・ 要するに「メタデータの付与」
  - 目的：コレクションの存在の確認、コレクションの内容の理解 + 内容の真正性の保証
- ・ 具体的に求められる記述：コレクションの範囲、フォーマット、アクセスの制約要件、所有権、その他コレクションの真正性、統一性、解釈に関わる重要な情報

##### (3) コレクションを、そのライフサイクル全体にわたって管理する。

- ・ コレクションの持続的な管理
- ・ 「デジタル・キュレーション」に関する取り組み 例：Digital Curation Center（英国）
- ・ 「保存」をめぐる課題

##### (4) コレクションへのアクセスに不当な制約を課さない。

- ・ Availability：コンテンツへのアクセス・利用の可能性の保証
- ・ Usability：利用しやすさ
- ・ Accessibility：障害をもつ人への配慮

##### (5) コレクションに関する知的財産権を尊重する。

- ・ コレクション管理者は、コレクションの所有権者や利用条件に関する記録を管理し、記録に記載された情報を利用者に伝える必要がある
- ・ 「贈与証書」にコレクションのデジタル化の許諾について明示していない場合、またコレクションの出所（provenance）が不確かな場合の問題

- ・ 権利管理情報や関連メタデータの管理  
例：デジタル画像等に埋め込まれた「電子透かし」
- ・ 著作権に関する一般的な例外規定（fair use）：日本にはないが、導入も検討中

◎ 上記原則に関連する情報源について

<1> 日本の「アジア歴史資料センター（アジア歴）」（<http://www.jacar.go.jp/>）について（原則1 関連）

※ 構築方針としてまとまった記述があるわけではないが…

\* 石井米雄センター長（京大名誉教授、タイ地域研究）の挨拶より

<http://www.jacar.go.jp/aisatsu/aisatsu.html>

「近年、近隣諸国との間に「歴史認識」をめぐる議論が繰り返されてしばらくになります。「歴史認識」の共有を議論するためには、まず史実を確認する作業が必要ではないでしょうか。どのような資料があるのかを確定し、その資料を共有し、それを基礎として、その史実をどのように解釈するかの議論がなされなければならないと思います。」

\* 公開対象となる「アジア歴史資料」とは（上記挨拶、下記「紹介」より）

- ・ 近現代における我が国とアジア近隣諸国との関係にかかわる歴史資料として重要な我が国の公文書、その他の記録
- ・ 具体的には、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館、国立公文書館のアジア歴史資料を順次デジタル化し公開
- ・ より詳細には…
  - 各館の概要と、公開しているシリーズの説明  
<http://www.jacar.go.jp/siryu/siryu2.html>
  - 資料の整備状況の紹介 <http://www.jacar.go.jp/siryu/siryu3.html>

\* センターの紹介 <http://www.jacar.go.jp/center/center.html>

- ・ 開設までの経緯、なぜ「デジタルアーカイブ」なのか、などの説明
- ・ 想定する利用者：「内外の研究者をはじめ広く一般に提供」？

参考文献：小出いずみ「外交問題と資料アクセス：アジア歴史資料センターの成立過程」  
小川・小出編『アーカイブへのアクセス：日本の経験、アメリカの経験』日外アソシエーツ, 2008.

<2> 「アクセシビリティ」について（原則4関連）

- \* W3C Web Accessibility Initiative（テキスト p. 12）の活動・国際標準と、国際標準に先立つ日本のウェブ・アクセシビリティ標準＝JIS X 8341-3
  - ・ 障害をもつ人々や高齢者などにとって利用しやすいウェブサイトの作成にかかわる標準
  - ・ 具体的指示：文書の構造、画像表示、操作方法（マウスのみに頼らない）、色表示（色の代わりになるものとセットで）、フォント、etc.
  
- \* 総務省「みんなの公共サイト 運用モデル」（2005年12月）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/w\\_access/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/)
  - ・ 地方公共団体向けに、ウェブ・アクセシビリティ遵守のための手順を提示
  - ・ 障害をもつ人々によるウェブサイト利用に関する動画も配信
  
- \*（古賀としての）疑問・課題
  - ・ ウェブ技術の進展とともに、ウェブ・アクセシビリティ保証のための取り組みも持続・更新できるか：上記「運用モデル」関連の活動は2006年以降、大きな進展なし
  - ・ 「コンテンツの（作成当時の状況のままの）保存」と「アクセシビリティ保証」を両立できるか

参考文献：拙稿 “Policy Issues regarding *Electronic Government and Web Accessibility* in Japan” World Library and Information Congress: 72nd IFLA General Conference and Council. Seoul, Korea, Aug. 20-24, 2006.

<http://www.ifla.org.sg/IV/ifla72/papers/091-Koga-en.pdf>

または <http://hdl.handle.net/2433/70381>

<3> 「カリフォルニア・デジタル・ライブラリー」が規定する著作権関連データのフォーマット（原則5関連）

[http://www.cdlib.org/inside/projects//rights/data\\_elements\\_for\\_cdl.html](http://www.cdlib.org/inside/projects//rights/data_elements_for_cdl.html)

※ 以下、各要素内で適切なものを選択

※ 非出版物の場合

- ・作成日
  - 正確な日
  - だいたいの日（月、年単位で）
  - 不明
- ・作成者
  - 個人名
    - 死亡日
      - ◇ 正確な日
      - ◇ だいたいの日（月、年単位で）
      - ◇ 不明
  - 組織名
  - 匿名として扱う
  - 不明
- ・著作権者
  - もとの作成者
  - それ以外の者
  - 不明だが連絡可能な者
  - 不明

※ 出版物の場合

- ・出版者の名前
- ・出版日
  - 正確な日
  - だいたいの日（月、年単位で）
  - 不明
- ・更新日
  - 正確な日
  - だいたいの日（月、年単位で）
  - 不明
- ・出版した国
- ・著作権表記（当該出版物における）
  - 出版物に表記あり
  - 出版物に表記なし
  - 表記があるかどうか不明
- ・作成者
  - 個人名
    - 死亡日
      - ◇ 正確な日
      - ◇ だいたいの日（月、年単位で）
      - ◇ 不明
  - 組織名
  - 匿名として扱う
  - 不明

◆ その他

※ 国立国会図書館「カレントアウェアネス・ポータル」：国内外の図書館活動やデジタル情報管理などに関する包括的な情報源

<http://current.ndl.go.jp/>